

延岡への新たな流れをつくる誘客事業 延岡市一般旅行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への誘客を促進することにより、新型コロナウイルス感染症等の影響により落ち込んだ観光需要を回復させるとともに地域経済の活性化を図るため、本市に観光客を送り込み、宿泊、飲食及び買い物を手配する旅行会社に対し、予算の定めるところにより補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 業務の範囲が旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の3第1号に規定する第一種旅行業務である旅行業の登録を受けている者
- (2) 業務の範囲が旅行業法施行規則第1条の3第2号に規定する第二種旅行業務である旅行業の登録を受けている者
- (3) 業務の範囲が旅行業法施行規則第1条の3第3号に規定する第三種旅行業務である旅行業の登録を受けている者
- (4) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条に規定する旅行サービス手配業の登録を受けている者

(補助対象事業及び要件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号）で定める募集型企画旅行若しくは受注型企画旅行又は訪日旅行のうち、補助対象者が本市を目的地として実施する旅行（以下「企画旅行」という。）及び当該旅行に関する広報事業とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに類する本邦外の学校に在籍する幼児、児童、生徒又は学生の団体の教育を目的とした旅行については対象としない。

2 補助対象事業のうち、宿泊を伴う旅行については、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 1企画旅行当たり、10名以上の旅行者（添乗員及び乗務員を除く。以下同じ。）を本市へ送客すること。
- (2) 1企画旅行当たり、市内の宿泊施設において、1泊朝食付で旅行者1人につき5,000円以上の宿泊を手配すること。
- (3) 1企画旅行当たり、前号に掲げる宿泊施設以外の市内の飲食提供施設において、旅行者1人につき6,500円以上の本市の名物料理を含めた料理を手配すること。

- (4) 1 企画旅行当たり、市内の本市地場産品の販売施設のうち2箇所以上に立ち寄ること。
- (5) 1 企画旅行当たり、市内の本市地場産品の販売施設のうち2箇所以上で1施設につき500円以上の地場産品を購入し、旅行者全員に進呈すること。
- 3 補助対象事業のうち、日帰り旅行については、次の要件をすべて満たすものとする。
- (1) 1 企画旅行当たり、20名以上の旅行者を本市へ送客すること。
- (2) 1 企画旅行当たり、市内の飲食提供施設において、旅行者1人につき1,500円以上の昼食を手配すること。ただし、昼食の手配に当たっては、本市の名物料理を含めた料理を手配すること。
- (3) 1 企画旅行当たり、市内の本市地場産品の販売施設のうち、2箇所以上に立ち寄ること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次表のとおりとする。

旅行の別	補助対象経費	補助金の額
補助対象事業のうち、宿泊を伴う旅行	前条第2項第2号に掲げる宿泊に係る経費	1 企画旅行当たり旅行者1人につき3,500円を上限に市長が認める額
	前条第2項第3号に掲げる飲食に係る経費	1 企画旅行当たり旅行者1人につき1回限り5,500円を上限に市長が認める額
	前条第2項第4号に掲げる地場産品購入に係る経費	1 企画旅行当たり旅行者1人につき1,000円を上限に市長が認める額
	募集型企画旅行に関する新聞広告の掲載及び旅行チラシの折込みに係る経費	1 企画旅行当たり50,000円を上限に市長が認める額
	第15条の規定により、旅行を停止し、又は中止した場合における取消料に相当する費用	標準旅行約款に基づく取消料相当額のうち、市長が認める額
補助対象事業のうち、日帰り旅行	前条第3項第2号に掲げる昼食に係る経費	1 企画旅行当たり旅行者1人につき1,000円を上限に市長が認める額
	募集型企画旅行に関する新聞広告の掲載及び旅行チラシの折込みに係る経費	1 企画旅行当たり50,000円を上限に市長が認める額

	第 15 条の規定により、旅行を停止し、又は中止した場合における取消料に相当する費用	標準旅行約款に基づく取消料相当額のうち、市長が認める額
--	--	-----------------------------

2 補助事業者が、補助対象事業について他の補助金等を受ける場合は、前項に規定する補助対象経費から当該他の補助金等の額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業の実施 10 日前までに、補助金等交付申請書(規則様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 延岡市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 22 号)に係る誓約書(様式第 1 号)
- (4) 第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する登録を証する書類の写し

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金等交付決定通知書(規則様式第 2 号)又は補助金等不交付決定通知書(規則様式第 3 号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による補助金等交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して 30 日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の中止又は変更)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第 6 条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業について、中止又は変更するときは、補助事業中止・変更承認申請書(規則様式第 4 号)のほか、必要に応じて、第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業中止・変更承認申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業中止・変更承認書(様式第 2 号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後（補助事業中止の場合は、中止の決定を行った日から）20日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 補助事業に係る領収書その他の支出を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要に応じて補助事業関係者に対し、関係書類の提出及び報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、確定した補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（規則様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と区分してその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が終了した日の属する会計

年度終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の停止又は中止)

第15条 市長は、新型コロナウイルス感染症等の影響により次の各号のいずれかに該当し、補助事業の継続が困難と認めるときは、補助事業の停止又は中止を求めることができる。

- (1) 国の「まん延防止等重点措置」が適用される可能性が高くなったと市長が判断したとき。
- (2) 宮崎県独自の「医療非常事態宣言」が発布されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、近隣の県や全国の感染状況等を踏まえ、補助事業を停止又は中止することが適当と市長が判断したとき。
- (4) その他市長が補助事業の継続が困難と認めるとき。

(補助事業の中止に伴う取消料)

第16条 補助事業者は、前条に規定する市長の求めに応じ、補助事業の一部又は全部を停止し、又は中止した場合において、標準旅行業約款に基づく取消料が発生したときは、旅行者から取消料を徴しないものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。